

青森市附属機関の設置及び運営に関する指針

策定	平成24年4月1日
改正	平成27年4月1日
	平成29年4月1日
	平成30年5月31日
	令和7年7月1日
	令和8年4月1日

第1 目的

この指針は、本市における附属機関の設置及び運営に関する基本的事項を定めるものである。

第2 定義

- この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより設置され、執行機関の求めに応じて自治紛争処理、審査、審議、調停、調査、諮問等を行うなど、市政運営上一定の役割を担う組織化された機関をいう。
- 次に掲げる事項のいずれかに該当するものは、「附属機関」としない。
 - 市民団体、関係団体等との連絡調整を主な活動内容として設置される連絡調整会議等
 - 特定のイベント事業、行事等一定の目的を達成するために組織される実行委員会等
 - 市政運営の参考とすることを主な目的として、市民、関係団体、学識経験者等の意見を個別に聴取するために構成する会議、懇談会、意見聴取会等
 - 市職員のみを構成員とする内部機関
 - その他この指針の適用を受けることが不相当と認められるもの

第3 設置基準

附属機関の設置に当たっては、当該設置の目的を明確にし、最も効率的な設置方法を検討するとともに、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- 政策形成過程からの市民参画又は専門的な知識の導入を確保するため、市民関係団体等の構成員、専門的な知識を有する者等による議論・検討が特に必要と認められること。
- 市民の意見の反映、専門的な知識の導入に当たっては、個別の意見聴取、アンケート調査等の方法では不十分又は不相当であると認められること。
- 設置目的が類似又は所掌する事務が重複する既設の附属機関が他に存在しないこと。

- (4) 複数の類似した目的を持つ附属機関の設置を避けるため、所掌する事務はできる限り広範囲なものとし、必要に応じて部会等を設置すること。
- (5) 臨時的・期間限定的な事務を所掌する附属機関は、その設置に当たり、廃止期日を明らかにすること。

第4 廃止統合基準

附属機関は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは廃止又は統合するものとする。

- (1) 設置目的が既に達成されたと認められるとき。
- (2) 社会経済情勢、市民ニーズ等の変化により、著しく設置の必要性や効果が低下していると認められるとき。
- (3) 過去の開催実績が少ない、又は今後の開催の見込みも少ないなど、活動が著しく不活発であると認められるとき。
- (4) 他の行政手段により代替可能であると認められるとき。
- (5) 設置目的、審議事項等が他の附属機関と類似又は重複していると認められるとき。
- (6) 施策推進の統一性又は行政の効率性の確保の見地から廃止又は統合が望ましいと認められるとき。
- (7) 主に市民の意見を反映させる必要性の高い事務・事業で、パブリックコメント等その他の方法で、より効率的かつ合理的に市民の意見を得ることができると認められるとき。

第5 委員の選任

委員については、附属機関が公正に運営され、その機能が十分発揮されるよう幅広い年齢層から適切な人材を起用することとし、次に掲げる事項に留意し選任するものとする。ただし、別に法令又は条例に定めがある場合、その他特別の事情がある場合はこの限りでない。

- (1) 委員は、原則として青森市民とすること。
- (2) 委員の選任に当たっては、必要に応じて公募を行うこと。
- (3) 団体から委員を選任する場合には、会長等その機関を代表する者に特定することなく幅広く選任することとし、有識者を選任する場合には、原則として関係団体等からの推薦によるなど、選考の公正性・透明性の確保を図ること。
- (4) 市議会議員及び市職員は、法令に定めのある場合又は特別な理由がある場合を除き、委員に選任しないこと。
- (5) 附属機関の委員の数は、別に法令等に定めがある場合その他特別な事情がある場合を除き、20名以内とすること。ただし、審議の充実、迅速化を図るための適正規模を検討し、必要最小限の委員数とすること。
- (6) 一の附属機関の委員の在任期間は、原則として通算3期又は6年以内とすること。

ただし、任期の途中においてその在任期間が通算6年に達する場合又は当該委員が専門的な知識、経験等を有するなど、特別な事情がある場合にあってはこの限りでない。

- (7) 公正かつ幅広く意見を聴取するとともに、委員がその職責を十分に果たせるよう、既に他の附属機関の委員を委嘱されている場合は、原則選任しないこと。ただし、専門的な知識、経験を有する者で、他に適当な者がいない場合その他特別な事情が認められる場合においては、常設の附属機関にあっては2機関まで、臨時的（期間限定的）に置く附属機関にあっては3機関まで重複して委嘱することができる。
- (8) 委員は、適任者を選任することを原則としつつ、青森市男女共同参画推進条例（平成30年条例第2号）第23条第2項の規定に基づき、団体推薦等においては女性委員の推薦を依頼するなど、女性委員の割合が、青森市総合計画前期基本計画の目標とする指標である「市の審議会等委員に占める女性の割合」の目標値40.0%以上となるよう、女性委員の積極的な登用を図ること。
- (9) 委員の年齢構成については、偏りが無いよう幅広い年齢層から選任することとし、特に若者の積極的な登用を図ること。
- (10) 上記（1）から（9）によらない取扱いをする場合は、その理由を明らかにすること。

第6 委員の身分等の取扱い

附属機関の委員（非常勤の特別職）の身分等の取扱いについては、地方公務員法その他法令等において明確な規定がないことから、各附属機関の役割及び委員が担うべき職務内容等により、その専門性や特殊性を考慮しながら次に掲げる事項に留意し、必要に応じて、各附属機関の設置条例において、明確に規定するものとする。

- (1) 委員が守るべき義務や制限（例：守秘義務等）
- (2) 委員に求められる資質や条件（例：専門的な資格等）

第7 委員の公募

1 委員の公募及び公募委員の選考については、次に掲げる事項に留意し行うものとする。

- (1) 公募は、附属機関の名称、所掌事務又は活動内容、募集趣旨、募集人員、任期、応募資格、応募方法、応募期間、選考方法及びその他を明らかにした上で、広報あおもり、市ホームページ等を通じて広く市民に周知すること。
- (2) 公募委員の選考に当たっては、選考過程の透明性を確保するため、担当部局において選考基準を作成することとし、公正を期すこと。
- (3) 附属機関を所管する課は、公募委員の選考を終えたときは、速やかにその結果を応募者全員に通知すること。

2 その他公募に関し必要な事項は、別に定める。

第8 会議の公開

附属機関の会議は、原則として公開とし、会議を公開するときの手順及び会議の全部又は一部を公開しない場合の基準は、別に定める。

第9 会議開催の周知

1 附属機関を所管する課等の長（以下「所管課長」という。）は、附属機関の会議の開催が決定したときは、会議の議題、開催日時、開催場所及び傍聴手続又は会議の全部若しくは一部を公開しない理由等について、開催日の1週間前までには、次に掲げる手段により公表し、会議を開催する旨の周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要性が生じた場合は、この限りでない。

- (1) 青森市ホームページへの掲載
- (2) その他所管課長が適当と認める手段

2 その他会議開催の周知に関し必要な事項は、別に定める。

第10 会議概要等の作成

- 1 各附属機関は、会議の公開又は非公開にかかわらず、当該会議終了後、速やかに会議概要を作成しなければならない。
- 2 会議概要は、非開示情報を除き、これを公開するものとする。
- 3 その他会議概要の作成及び公開に関し必要な事項は、別に定める。

第11 調整事項

所管課長は、附属機関の設置等に関し、次に掲げる事項に該当するときはあらかじめ総務課に協議することとし、(1)に該当するときは総務部長、(2)に該当するときは総務課長の合議を経るものとする。

- (1) 附属機関を設置、廃止又は統合しようとするとき。
- (2) 附属機関の委員を選任しようとするとき。

別記第1（第7関係）

委員の公募に係る手順書

◇応募資格

- 1 公募委員に応募することができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 青森市内に住所を有する者
 - (2) 青森市の他の附属機関の委員を兼ねることとならない者
- 2 前項の規定にかかわらず、当該附属機関の設置目的等に照らして合理的であると認められる場合は、必要な要件を付加し、又は要件を変更して公募することができる。

◇公募の方法

- 1 公募は、募集要項を定め、委員の選任予定日のおおむね2月前までに広報あおり及び青森市ホームページへの記事の掲載その他の方法により行うものとし、1月程度の応募期間を設けるものとする。
- 2 募集要項には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - (1) 附属機関の名称
 - (2) 附属機関の所掌事務又は活動内容
 - (3) 募集趣旨
 - (4) 公募する委員の数
 - (5) 任期
 - (6) 会議の開催予定回数及び開催時期
 - (7) 応募資格
 - (8) 報酬等の有無及び金額
 - (9) 応募方法及び募集期間
 - (10) 選考方法
 - (11) 選考結果の通知方法
 - (12) 複数の附属機関に重複して委員となれない旨の明示
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

◇委員の選考方法

公募委員の選考については、原則として担当部内に選考委員会を設置して行うものとし、当該附属機関の設置目的等を考慮して次に掲げる方法の全部又は一部を用いるものとする。

- (1) 小論文による選考
- (2) 面接による選考
- (3) その他適当と認める方法による選考

◇選考結果の通知

委員の選考を行ったときは、応募者全員に選考結果について速やかに通知するものとする。

◇公募を行わない場合の要件

次の各号に該当するときは、委員の公募を行わないことができる。

- (1) 法令等の規定により、委員の資格又は職種等が限定的に定められているなど、特定の職に就くものを委員に充てることとされているとき。
- (2) 行政処分に関する審議等を行うとき。
- (3) 委員を公募した場合において、応募がなかったとき又は選考の結果、委員の数が公募した委員の数に満たなかったときにおいて、再度、公募を行う暇がないとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、附属機関の設置目的及び所掌事務に照らして、委員の公募が適当でないと認められるとき。

◇協議事項

附属機関を所管する課等の長は、委員の公募を実施しようとするときは、総務部総務課の合議を受けるものとする。

別記第2（第8関係）

会議の公開に係る手順書

◇会議の傍聴

- 1 会議の公開は、希望者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、会場に入場することができない。
 - （1） 人に危害を加えるおそれのあるものを持っている者
 - （2） 酒気を帯びていると認められる者
 - （3） 異様な服装をしている者
 - （4） はり紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗及びのぼりの類を持っている者
 - （5） 拡声器、笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
 - （6） 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、（4）に該当する者で、病気その他の理由により附属機関の長の許可を得たときはこの限りでない。
 - （1） 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - （2） 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
 - （3） はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
 - （4） 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。
 - （5） 飲食又は喫煙をしないこと。
 - （6） みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
 - （7） 携帯電話その他音声等を発する機器を携帯する場合は、あらかじめ電源を切ること。
 - （8） 前各号に掲げるもののほか、会場の秩序を乱し、又は会議の妨害となる行為をしないこと。
- 3 附属機関の長は、傍聴人が前項の規定に違反したときは、退場を命ずることができる。
- 4 附属機関の傍聴を認める場合は、傍聴定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 5 傍聴希望者が傍聴定員を超えるときは、先着順に傍聴人を決するものとする。ただし、先着順により難しいときは、抽選によることができる。

◇傍聴人への資料配布

傍聴人に対しては、会議の次第、議案等の資料を配布するなどの配慮をするように努めるものとする。ただし、当該資料の中に青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）第7条各号に規定する非開示情報（以下「非開示情報」という。）が記載されている場合は資料の全部又は一部を配布及

び閲覧させないことが、当該資料が相当量になる場合は資料の全部又は一部を配布しないことができる。

◇会議開催の周知

会議を開催する場合は、次に掲げる事項を明らかにして周知するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 会議の議題
- (5) 会議の公開、非公開の別
- (6) 会議の公開又は一部を非公開にする場合においては、その理由
- (7) 傍聴人の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の措置
- (8) 傍聴に必要な手続の内容

◇会議を非公開とする場合の基準、決定

- 1 非開示情報を含む内容について審議等を行うときは、会議の全部又は一部を公開しない。
- 2 前項に規定する審議等以外で、附属機関の会議の全部又は一部を公開しないこととする場合は、あらかじめ当該会議に諮ることとする。
- 3 附属機関は、前項の規定により会議の全部又は一部を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにするものとする。

◇特別な定めのある場合の取扱い

会議の公開について、法令又は条例に特別な定めがあるときは、その定めによるものとする。

別記第3（第10関係）

会議概要の作成及び公開に係る手順書

◇会議概要の作成

- 1 会議概要は、原則として要点筆記により次に掲げる事項を記録するものとする。
 - （1） 開会及び閉会に関する事項
 - （2） 出席委員及び欠席委員の氏名
 - （3） 説明のため出席した事務局職員等の職氏名（課長級以上の職員に限る。）及び主幹級以下の職員
の人数
 - （4） 議題及び議事の要旨
 - （5） 前各号に掲げるもののほか、附属機関の長が必要と認めた事項
- 2 会議概要には、会議資料を必要に応じ添付するものとする。

◇会議概要の公開

会議概要は、作成後速やかに公開するものとする。ただし、青森市情報公開条例（平成17年青森市条例第26号）第7条各号に規定する非開示情報に該当すると認められる事項が記載された部分については、公開しない。

◇公開の方法

会議概要の公開は、附属機関を所管する課等における会議概要の閲覧及び青森市ホームページへの掲載により行うものとする。

◇特別な定めのある場合の取扱い

会議概要の公開について、法令又は条例に特別な定めがあるときは、その定めによるものとする。